

保育の必要性の認定基準（案）

(1) 保育を必要とする事由

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設等の利用を希望する保護者の申請を受けた市町村は、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定します。

※新制度における「保育の必要性」の事由（子ども・子育て支援法施行規則）と現行の魚津市の基準の比較

国新基準	魚津市保育所条例 昭和 62 年 3 月 25 日 条例第 4 号
以下のいずれかの事由に該当すること 同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	第 6 条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。	(1) 居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
②妊娠、出産	(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
③保護者の疾病、障害	(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	(5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
⑤災害復旧	(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動 ・起業準備を含む	(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。
⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む	
⑧虐待やDVのおそれがあること	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	

市町村の条例に委任されている現行の「保育の実施基準」と異なり、子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定基準は、法律上、内閣府令で一元的に定められることとされていますので（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号）、市町村においては、法施行規則の基準を踏まえて条例で基準を定めるといった必要はありません。

(2) 保育必要量の認定基準

法施行規則では、就労を理由とした保育の必要性認定の対象となる就労時間の下限について「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間」としていますので、その下限を決めておく必要があります。

なお、現行制度等との関係から、次の経過措置を設けることとされています。

○現行、就労時間の下限を「1か月当たり48～64時間以上」以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。

○現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。

◎魚津市では、現在就労の下限時間を定めていないことから、就労時間の下限については国基準の下限の48時間とする。